

古い手紙と文書あれこれ (5)

末 永 雅 雄

一 畠 売 券 建久九年(一一九八)

収穫量を書かずに面積を記してある。本券・副券のことがこでわかる。

建久九年の干支は戊午、その前年は丁巳で、いずれにせよ干支が違っている。

沽却 畠新券文事

合佰伍十歩者 但宗凡房前未申ノ角

右件畠元者五師充縁大法師相伝領掌処也、

而今負物依成古多、此畠奉去舟証

姉子畢、但本券文ハ依有類地不副相、仍

為後日証文加判之状如件

建久九<sub>丁亥</sub>十一月十日 五師大法師(花押)

二 くにうち質証文 文保二年(一二三二)

筆者もわからぬものながら、すらすらと書かれたその筆

跡と字面に何となく心がひかれる。

質に入れてあった京の六角京極の地を流して神物にした  
いとの意味らしい。たくさんに見る田券・売買券の中でも  
優しくもあり捨て難い気品が籠っているのがこの証文であ  
る。

こそ御しちにいれをきて候

六かく京こくの地の事、うけま

いらせ候へきよし申候しかとも、と

にかくにかない候ハて、すてに一はいをすき

候うゑハ、神物たとこそをに候へハ、はやく

なかしまいらせ候、このうゑハなか

く御しんたい候て御はからひあるへく

候、よてのちのためかやうに申候、あな

かしこ候

文保二年  
十一月三日

ひんかしとのへ

くにうち(花押)

三 敷地寄進状 元亨三年（一三三三）

賀茂の祠官基久相伝の私領であつた発菩提心院の敷地を正伝寺へ寄進したもの。

奉 寄進 賀茂発菩提心院敷地事

合卷所 四至丈數 如本

右敷地者代々相伝私領内也、而被破

渡堂舎於他所之上、為門前便宜之

地之間、所奉寄附正伝寺也、永代為

寺領御管領不可有相違候、仍寄

進之状如件

元亨三年二月十八日 基久（花押）

四 箕浦庄蓮華寺領檢注文

嘉曆三年（一三三三）

箕浦庄は近江國坂田郡内にあり、清水正健の『莊園志料』の箕浦荘の徴証に挙げる「息郷村蓮華寺文書曰、…」の文書がこれに該当する。

請取 箕浦庄内蓮花寺

檢注勘新事

合肆貫六百七十文者 但此内且式貫文

右所殘於式貫陸佰柒拾文者

為□□堂奉加所免除如件

嘉曆參年卯月 日

散位藤原朝臣（花押）

五 中村郷百姓田畠注文

応永三年（一三九六）

下司名田畠の注文であるが、五人の署名下に花押がある。花押の形式を見るべきである。応永三年の干支の乙子は丙子の誤りである。

中村郷御百姓等蓮覚下司名田畠注進申事

合田畠分

宮ノヘノキ	同所	シマクハネク
一段 畠 藤七	大 畠	乍サルヤ 一段 大 開
スナダ ナシマ	アナダ ナシマ	山ミチ
半 道三	六十歩	道三 大 乍下次郎
ライカワク	カラウスハシ	大 大 小 乍彦九郎
タカアセ	イノシリ	ウレンカイト
一段 乍彦九郎	大 大	二 段 藤七
ラシツカ 三ツ所	イワラ	
一段 乍下次郎	百歩	乍 弥七
ライカワク シヤウノキノシタ	ナシマ	
一段 大	南ノサイメサルヤノ地ノノキ	
	供僧分 屋敷一所	西ハカイトウラカキル北ガキル
	屋敷二ヶ所	東ホリキシロカキル
屋敷一所 源次郎東	屋敷二ヶ所	同所 城ノカイト
屋敷一所 源次郎北	屋敷一所	同所 城ノカイト
屋敷一所 源次郎西	屋敷一所	同所 城ノカイト
屋敷一所 ヒロハカ、イト	屋敷一所	同所 城ノカイト
屋敷林	一山手	奈嶋ノ山手下司殿給分
地下酒屋ノ公事	在之	一地下権断公方半分下司殿半分
地下ノ開キノ事	ハ下司殿ノ御計ニテアルヘク候	

宗阿（花押）

存知ノ分シルシテ下司殿上申  
応永三年乙子三月 日

左近次郎 (花押)  
式部 (花押)  
弥七郎 (花押)  
下次郎 (花押)

### 六 道者売券 大永三年 (一五三三)

定永代沽渡申道者之事

合老所 山城国たか野里一円

にしのおか下意の同宿里中一円  
はなその里入くミ也

右件之道者ハ先祖相伝今に

無違相道者也、雖然共依急用

有に、現錢拾伍貫文 宮後慶徳や  
孫二郎方より

大ぬしや宗左衛門殿方へ沽渡申処

実正也、若天下太法之地おこし候共

於此道者ニ相違有間敷者也、若又

いかやうの相違申人候共罷出さいきよ

いたすへきものなり、仍沽券状

如件

大永三年癸未七月吉日

沽主宮後慶徳屋  
孫二郎弘清 (花押)  
口入たち与三左衛門

### 七 田地年貢米売券 永祿三年 (一五六〇)

寺修理のために正受寺からソアイなる女に売り渡して  
る。人名と署名下の花押を五の中村郷百姓の花押、三・四

の花押と比較すると、それぞれの違いがよくわかる。

### 正受寺圖

永代売渡申田地年貢米事

合老段者 中村之郷之内字骨一坪也  
但年貢米者九斗三升

右件年貢米者当知行無相違者也、雖然

為当寺御修理料直錢九貫文仁ソアイ女江

永代売渡申処実正也、然上者全可有永

領候、本券者紛失候間相副不申候、万一就

此年貢違乱煩之儀出来候者、為当寺可有

其明者也、仍為後証龜鏡永代沽券状如件

永祿三庚申年十一月二日

正受納所  
宗貞 (花押)  
正伝納所  
源阿 (花押)  
同奉行  
有桂 (花押)  
塔主  
真光 (花押)

### 八 地子銭免除の謝状 天正六年 (一五七八)

筆者はこの地藏院かわからないが、筆致は文字慣れし  
た僧侶である。

拙者私宅地子銭之儀、種々

依御訖言申上候、半地子之分

被成御免候、誠以忝存候、

向後諸事御用之儀、随分

御奉公可申候、若他家江於相渡者、御地子有様可被召置候、

為其如此候、可然様御取合

奉頼候、恐々謹言

天正六年  
九月四日

地藏院  
瑛藏主(花押)

難波美作守殿  
保田主膳丞殿

### 九 永末筑後守護状 天正十四年(一五八六)

この文中の息女宮羈あるいは兼重の名、収獲の貫、坪付等の記載に注意。

讓渡申改定一跡之事

一寺町京丸之内 拾五貫目 坪付別紙ニ在之

一重永三之丸各内 拾五貫目 坪付別帯ニ有之

合三拾貫目定

右前息女宮羈与御方縁辺申談之為女子讓

一跡之儀進置候、御公役以下無緩有所動全

可被相物事肝要候、息女御退屈候者於給

地之儀は宮羈可任存分候、其段兼重殿へも

以一通申候間、至于其時聊御方綺有間敷候、

仍讓状如件

天正十四年霜月十二日

永末

筑後守(花押)

与次殿 進之候

### 十 職田売券 慶長二年(一五九七)

江州浅井郡内の湯次莊宮部東村の庄五郎が、金の必要が生じたため先祖相伝の田地一反を銀二百五十目で土田久左衛門に売り渡したものである。時代の差はあるが七の証文内容と対照すると文章の伝統がよくわかる。

永代売渡申

職田之事

合考反者

在江州浅井郡湯次之庄  
宮部郷之内字出郷、北ハ表之  
きわ、南ハ藤右衛門きわ上下道かきり  
中迄反之所也

右件之一職之元ハ宮部東村庄五郎先

祖相伝一職也、雖然依有直用要

能銀貳百五拾目限永代久左衛門殿

売渡申処実正明白也、此上ハ子々

孫々後々末代違乱煩不可有

田之妨者也、仍為後日証文之状如

件

慶長貳年  
申之三月九日

宮部東村  
売主 庄五郎(花押)  
伝三郎(花押)

土田久左衛門殿參 口入五郎右衛門(略押)

### 十一 本元返し売券 享保六年(一七二一)

ある期限付で売り渡すことを本銀返しもしくは本元返しという。ここでは享保六年辛丑から五年先の十一年丙午ま

での契約になっている。約束履行の際は返還される。

本元返し売渡し申田地之事

合巻所有坪ハ殿村ばノ向ふじかきこノ下ニ在之候

四至限 東ハ井之走ヲ 西ハ川ヲ 南ハ伝兵衛田地ヲ 北ハ十三郎田地道ヲ

右件之田地ハ雖為我々買券之田地、依

有要用、現銀九百五拾匁之本元返しニ多び谷村

甚右衛門殿へ売渡し申所実正明白也、但し御年貢

米ハ下田高合巻石三斗七升時之御免相次第二

毎年御納所可被成候、万一右之田地ニ付違乱妨

申輩出来候ハ、時之為御公儀様御沙汰人

急度曲事ニ可被仰付候、仍而為後日本元返しニ売

券之状如件

享保六年 丑ノ極月十五日

地売主 田原殿村 伝兵衛 (黒印)

同 七郎兵衛 (黒印)

証人 太兵衛 (黒印)

一右本元返しニ売渡し申田地来ル午ノ暮迄

五年之内ハ請返し申間敷候、午ノ年過

候ハ、右之九百五拾匁之銀御納所仕候て

御もどし可被下候、為後日一筆如此ニ候、以上

海老谷村甚右衛門殿参

## 十二 長福寺領文書

本文と挿図の各下段に半頁分の空白ができたのでつぎの文書で埋める。

この文書は、書体・筆勢・墨つきなど他と比較をすると偽文書か写しかどちらかである。梅津庄というのは京都の桂川左岸の地で、梅津氏が開発し、平安後期その一族の尼真理が本家職を撰関家に寄進、鎌倉時代以後近衛家に伝領されたところである。長福寺もまた、尼真理が庄内に建立し、寺領若干を寄せたという。この寺領は近衛家に対して雑役を免除されていた。鎌倉末に長福寺と近衛家領の間に係争が起ったが、南北朝以後庄務は長福寺が支配するにいたっている。

当寺并塔頭領梅津

庄内田地拾柒町半事

有限御年貢并公事物等

無未進懈怠可被致其沙汰

將又於臨時非分之課役者

永代被免除之由被仰下

也依執達如件

七月十三日

兵部大輔 (花押)

長福寺長老上人御坊

1 畠売券 (建久九年)

傳 畠新券文章  
 全百俵十束者 但宗元前未申申  
 有伴宗元者此是宗元所傳相傳領事少也  
 而今負物依成古 以島奉去舟臨  
 師亦畢 但本券文 依有類此不副相仍  
 左後日據文規則之候如件  
 建久九年十一月十日 宗元印

一、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

2 くのうち質証文 (文保二年)

3 敷地寄進状（元亨三年）

奉  
 今寄進御所敷地寄進状  
 合靈共  
 古敷地代々相傳候所内之云被破  
 渡邊公之他取之上為門前便匠  
 此之向取奉寄附申傳也永代為  
 寄領所為御所敷地相違法仍寄  
 進候如件  
 元亨三年三月八日  
 藤原朝臣

請取  
 其浦若内進花  
 拾遺六初形  
 今錄其六百字  
 右町張上相賣者陸而陸拾文前  
 為六  
 嘉曆三年卯月  
 散位藤原朝臣

4 箕浦庄蓮華寺領檢注文（嘉曆三年）





永代賣後下 田代年貢米券  
 合巻紙  
 右件年貢米券之南知り分知度は元禄  
 永代賣後 田代也此之...  
 其の...  
 永禄三年 五月二日  
 田代...

7 田代年貢米売券（永禄三年）

此券は元禄...  
 依口...  
 田代...  
 天正六年...  
 田代...

8 地子銭免除の謝状（天正六年）



11 本元返し荒券（享保六年）

本元返し荒券  
 金銀下出持、度封紙、  
 字、依、  
 右件之思、注、  
 左、  
 毎、  
 宣保六年、  
 長福寺領文書

12 長福寺領文書

當寺并塔頭領板津  
 庄田地松漆町半事  
 有浪出年貢申之事物亦  
 受於此、  
 永氏被免、  
 七月十日、  
 長福寺長年寺人、  
 長福寺長年寺人、